

田浦梅の里ほか7箇所、
横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所
および

横須賀市立田浦青少年自然の家
指定管理者募集要項

(田浦梅の里、衣笠山公園、光の丘水辺公園、太田和つつじの丘、
しょうぶ園、野比かがみ田緑地、走水水源地公園、旗山崎公園、
浦郷みなと緑地、西浦賀みなと緑地、久里浜みなと緑地、
田浦青少年自然の家)

令和3年(2021年)7月

横須賀市環境政策部公園管理課

目 次

1	施設の目的及び方向性	2
2	施設の概要	3
3	申請資格	8
4	申請の手続き	9
5	提出書類等	11
6	候補者の選考	14
7	選考基準	15
8	指定管理者が行う業務	17
9	上記8の業務に付随して行う業務	18
10	管理の基準	19
11	指定期間	21
12	施設の使用料等	21
13	指定管理料	22
14	物品の帰属等	23
15	施設修繕に係る経費	23
16	横須賀市と指定管理者の責任分担	23
17	事業の継続が困難となった場合の措置	25
18	指定及び協定の締結	26
19	業務を実施するにあたっての留意点	26
20	事業報告書等の提出について	26
21	業務の引継ぎ	27
22	スケジュール	27
23	その他	27

《添付資料》

- 資料1-1 田浦梅の里ほか7箇所公園管理業務仕様書
- 資料1-2 港湾緑地管理仕様書
- 資料1-3 田浦青少年自然の家管理業務の内容及び基準（仕様書）
- 資料2 管理運営基準書
- 資料3 修繕実績
- 資料4 各種エネルギー等使用状況
- 資料5 備品明細
- 資料6 自動販売機売上実績表
- 資料7 説明会参加申込書
- 資料8 質問シート

指定管理者募集要項

田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所および横須賀市立田浦青少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集します。なお、本募集には、指定管理者が行う業務に付随して、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設管理許可による施設の管理運営に関することも含まれています。

1 施設の目的及び方向性

(1) 目的

本市は首都圏にありながら、丘陵地及び海のみどりといった自然に恵まれており、この本市最大の魅力である自然環境の保全と活用の拠点となっている公園及び港湾緑地を結び「みどりのネットワーク」づくりを進めていきます。

田浦梅の里を始めとする各公園やみなと緑地は、四季折々の花や豊かな自然を楽しみ、多くの市民に自然と海に親しむ憩いの場を提供し、余暇の活用と健康の増進を図ることを目的とした公園です。

なかでも、しょうぶ園は本市で唯一の植物公園であり、ハナショウブの他にも、「ふじ苑」「しゃくなげ苑」や「すいれん池」等が設けられ、四季を通じて多彩な花々を楽しんでいただくことを目的とした公園です。また、花や木に誘われて、多くの昆虫や鳥たちが訪れ、自然観察の場としても利用されます。

光の丘水辺公園や衣笠山公園、野比かがみ田緑地は様々な植物や水生生物や昆虫が生息し、来園者の心を癒すとともに、失われた里山的自然環境を復元し保存することも目的とした公園です。

走水水源地公園及び旗山崎公園は、東京湾に面したルートミュージアム及び10,000メートルプロムナード上に点在する都市公園ネットワークを形成する公園で、多くの市民に憩いの場を提供するとともに東海岸の周遊拠点とすることを目的とした公園です。

特に、走水水源地公園は市内唯一の水源地の一部を活用した都市公園で、令和3年4月に開設され、芝生広場は令和3年10月ごろまで再整備を行う予定となっています。東京湾を一望できる良好な自然的景観を保全し、新たな賑わいの創出拠点とすることを目的とした公園です。

また、旗山崎公園は、明治時代に築かれた砲台跡である「走水低砲台跡」の遺構が多く現存しているとともに、浦賀水道を行きかう船を眺められる絶好のポイントでもあり、それらの保全と活用を目的とした公園です。

浦郷みなと緑地、西浦賀みなと緑地及び久里浜みなと緑地は、物流拠点“横須賀港”において、そこで生活する人や働く人、更には、みなとを訪れる人の憩いの場として整備された“港湾緑地”です。

田浦青少年自然の家は、キャンプや野外活動等を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

(2) 方向性

本市には、丘陵、谷戸、里山的環境や海辺といった多様なみどりが存在し、多摩・三浦丘陵及び東京湾に面する水辺空間と一体となった公園等の拠点を連携させることで、良好で広域的な自然環境を維持し、多くの市民がそのみどりに触れ合う機会と憩いを提供し、潤いある心豊かな生活に寄与することを目標に取り組みます。

そのためにも、自然を活かし守り育てる活動と、意識を将来に向け継承することを目的とする「継承の森」(田浦梅の里、衣笠山公園及び光の丘水辺公園) 活動として市民・行政が連携し荒廃が進みつつある樹林地を良好な状態に保つための事業を実施します。

一方、海沿いの施設では、港湾緑地と走水水源地公園、旗山崎公園が挙げられます。港湾緑地は、物流や生産といった経済活動の拠点である「港湾」を形成する施設であり、景観整備の役割を担い、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とした施設であるほか、広く市民に開放された沿岸部における集客拠点としての機能も期待されます。また、走水水源地公園及び旗山崎公園は、いずれも 10,000 メートルプロムナード及びルートミュージアムの東部中央付近であり、広大な芝生広場からの展望や、浦賀水道航路を歩きかう船を眺める絶好のポイントとして、東京湾に面した立地ならではの魅力があります。このような良好な自然的景観等を保全及び活用し、地域振興に資する事業を実施しますが、その立地特性から、水辺環境や海象等を理解した上での管理運営が要求されます。

さらに、田浦梅の里のウメ、衣笠山公園と走水水源地公園のサクラ、しょうぶ園のフジ・ハナショウブなど花々を楽しむ施設は、市内外からの観光客を誘致するだけでなく、オフシーズンにも集客できる魅力ある事業を期待します。

花木の樹勢回復や、ボランティア団体、専門家とも積極的に連携をとりながら、協力して維持管理を行い、各公園の特徴を活かしながら自然環境を維持保全し、市民へ還元していくことを目標に取り組みます。

2 施設の概要

名称・所在地・建物概要など

公園名	所在地・面積	公園の概要と主な管理施設
田浦梅の里	田浦泉町 92 番地 面積：224,690 m ²	昭和 9 年に明仁上皇のご生誕を記念して、地元の有志が 700 本のウメを植えたのが始まり。「かながわ花の名所 100 選」にも選ばれている。
		○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） 梅林、展望台、アスレチック広場、芝生広場、トイレ、荷役用車両及び軌道 ◎公園施設設置許可施設 (都市公園法第 5 条第 1 項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任

		<p>は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。）</p> <p>※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合</p> <p>飲料等の自動販売機等</p>
衣笠山公園	<p>小矢部4丁目 922番地 面積：247,017㎡</p>	<p>明治40年に、日露戦争の戦死者を慰霊するために記念碑を建て、サクラ数百本が植えられた。「日本のさくら名所百選」にも選ばれている。毎年開催される「衣笠さくら祭」は、多くの見物客で賑わう。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設）</p> <p>桜の森、わんぱくの森、わんぱくの水辺、ピクニック広場、ホテルの里、昆虫の森、展望塔、管理事務所、トイレ、駐車場（無料）</p> <p>◎公園施設設置許可施設</p> <p>（都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。）</p> <p>※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合</p> <p>飲料等の自動販売機等</p>
光の丘水辺公園	<p>光の丘1,177番2 面積：146,049㎡ （指定管理区域 26,372㎡）</p>	<p>横須賀リサーチパークの一角にある。4つの人工池と緑地があり、三浦半島の自然の復元と保存を目指している。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設）</p> <p>人工池、緑地、管理事務所、トイレ</p> <p>◎公園施設設置許可施設</p> <p>（都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。）</p> <p>※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合</p> <p>飲料等の自動販売機等</p>

<p>太田和つつじの丘</p>	<p>太田和5丁目 2638番 面積：33,399 m²</p>	<p>大楠山南麓に広がる公園。斜面に植えられた約5万本のツツジが4月～5月に見頃を迎える。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） つつじ園、緑地、トイレ、駐車場（無料）</p> <p>◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） ※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等</p>
<p>しょうぶ園</p>	<p>阿部倉549番地 面積：37,597 m²</p>	<p>大楠山の麓に位置し、緑に囲まれた里山をイメージする植物公園で、昭和63年4月に開園した。14万株のハナショウブ、250本のフジは有名で、開花時期には多くの来園者が訪れる有料公園である。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） しょうぶ苑、ふじ苑、しゃくなげ苑、すいれん池、ビジターセンター（ホール、談話室、和室）、駐車場（有料）、屋外トイレ</p> <p>●公園施設管理許可施設 （都市公園法第5条第1項に基づき、既存の公園施設の管理を指定管理者に許可するもの。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。） レストラン（210.07 m²）使用料266,780円／月 売店（10.55 m²）使用料13,390円／月</p> <p>◎公園施設設置許可施設 （都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者（指定管理者）が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。）</p>

		<p>※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等</p>
野比かがみ田 緑地	野比5丁目 2886 番地 面積：18,694 m ²	<p>里山的環境と生態系の再生と保全が行われ、それを生かした貴重な自然と触れ合う機会を提供している。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） 水田、用悪水路、湿地、緑地</p>
走水水源地公園	走水1丁目 88番 1 面積：23,710 m ²	<p>市内唯一の水源地である走水水源地の一部を活用した都市公園で、令和3年4月に開設され、芝生広場は令和3年11月ごろまで再整備を行う予定となっている。桜の名所として有名で、東京湾を一望できる良好な自然的景観や広大な芝生広場も魅力である。公園周辺の馬堀海岸遊歩道や隣接する自然海岸(走水海岸)などの利用者も多く訪れる</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料と走水水源地公園駐車場の利用料金収入により指定管理者が管理する施設） 芝生広場、駐車場(有料)、トイレ、水飲み場、水汲み場等</p> <p>◎公園施設設置許可施設 (都市公園法第5条第1項に基づき、指定管理者が設置することを許可する施設。管理運営に係る経費と責任は、許可を受けた者(指定管理者)が負うこととなります。収支は指定管理施設とは区別し独立採算です。) ※令和4年4月1日以降の指定管理者が市の許可を得たうえで設置する場合 飲料等の自動販売機等</p>
旗山崎公園	走水2丁目 698 番地 面積：14,693 m ²	<p>古事記・日本書紀にも登場する由緒ある場所に設けられた公園。東京湾防備の重要地として、江戸時代には「旗山崎台場」、明治時代には「走水低砲台」が整備され、現在も遺構が多く残されており、平成28年からは砲台跡の公開も開始された。また、横須賀風物百選に選ばれる「御所ヶ崎」と呼ばれる岬と一体で、浦賀水道航路を行きかう船を眺められる絶好のポイントでもある。</p> <p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理</p>

		<p>者が管理する施設)</p> <p>トイレ、管理人休憩施設、広場、史跡、駐輪場</p>
横須賀市立浦郷 みなと緑地	浦郷町3丁目 66 番地 面積：2,715 m ²	<p>横須賀市の北部、深浦湾の一番奥に位置する港湾緑地です。漁業施設に隣接し、早春にはたくさんの収穫したわかめを干す様子が見られます。</p>
		<p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設）</p> <p>広場、パーゴラ、コンビネーション遊具ほか</p> <p>※港湾緑地のため、公園施設設置管理許可及び公園施設設置許可の制度はありません。</p> <p>※自動販売機の設置については、指定管理者による事業とは別に市が入札等により許可を行う施設であるため、できません。</p>
横須賀市立西浦 賀みなと緑地	西浦賀1丁目9 番地 面積：6,298 m ²	<p>ペリー来航や威臨丸出航など、歴史の舞台となった浦賀港の西岸にある港湾緑地です。周辺には当時をしのぶ旧跡が数多く見られ、港の東西を結ぶ渡船の乗り場も近くにあります。</p>
		<p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設）</p> <p>親水護岸（ボードウォーク、プロムナード）、東屋など</p> <p>※港湾緑地のため、公園施設設置管理許可及び公園施設設置許可の制度はありません。</p> <p>※自動販売機の設置については、指定管理者による事業とは別に市が入札等により許可を行う施設であるため、できません。</p>
横須賀市立久里 浜みなと緑地	久里浜8丁目 2567番地 面積：2,789 m ²	<p>海に親しむ憩いの場となる港湾緑地です。みなとの施設などを活用して地域振興活動が行われる交流拠点「みなとオアシス“ペリー久里浜”」において、フェリーの旅客ターミナルやペリー公園などとともに、構成施設の一つとなっています。</p>
		<p>○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設）</p> <p>広場、パーゴラ、コンビネーション遊具ほか</p> <p>※港湾緑地のため、公園施設設置管理許可及び公園施設設置許可の制度はありません。</p> <p>※自動販売機の設置については、指定管理者による事業とは別に市が入札等により許可を行う施設であるため、できません。</p>

横須賀市立田浦 青少年自然の家	田浦大作町 33 番地 1 敷地 9,900 m ² 延床 381.86 m ²	○指定管理施設（市が支払う指定管理料により指定管理者が管理する施設） テントサイト、炊事場（屋根付）、雨天避難棟（集会棟）、 トイレ、野外卓、キャンプファイアー場、管理棟
--------------------	---	---

3 申請資格

申請者は次の(1)及び(3)の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の(2)及び(3)の条件すべてに該当しなければなりません。

(1) 申請者に関する条件

ア 団体であること（法人格の有無を問わない）。《資格事項》

イ 団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。《欠格事項》

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

（未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど）

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ロ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(ハ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(ニ) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ホ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

ウ 団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団^{※1}及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等^{※2}でないこと。

《欠格事項》

※1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等^{※3}に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(2) 共同事業体に関する条件《資格事項》

ア 共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は2以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなけ

ればならない。

- イ 共同事業体構成団体のいずれもが、上記(1)アからウの条件を全て満たすこと。
- ウ 代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。
- エ 申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は原則として認めない。
- オ 申請書は代表団体が提出すること。

(3) 参加機会に関する条件《失格事項》

本募集に対する申請は、1 団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか 1 申請のみとし、重複して申請することはできない。

4 申請の手続き

(1) 募集要項の配布

横須賀市のホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(2) 応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を実施します。

ア 開催日時

令和 3 年 7 月 15 日（木）午前 10 時開始（受付は午前 9 時 30 分から）

イ 開催場所

消防第 3 会議室

ウ 参加申込み

説明会に参加をする団体は、件名を「田浦梅の里等指定管理者募集説明会申し込み」とし、必要事項を記入した所定の申込書を添付した電子メールを令和 3 年 7 月 13 日（火）午後 5 時までに申し込んでください。期限後の申し込みは受付しません。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください）

送信先： 電子メール kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp (横須賀市公園管理課指定管理係 宛)

エ その他

説明会には募集要項、仕様書を持参してください。当日の配布は行いません。

説明会にて、現地見学会の希望を受付します。

(3) 現地見学会

応募者説明会に参加した団体に対し、希望した場合のみ、次のとおり現地見学会を実施します。

ア 開催日時

令和 3 年 7 月 16 日（金）午後 1 時開始

イ 集合場所

しょうぶ園管理事務所前集合（駐車場は有料）

ウ 見学場所

しょうぶ園、野比かがみ田緑地、走水水源地公園、旗山崎公園

エ 参加申込み

現地見学会に参加を希望する団体は、応募者説明会時に、現地見学会申込票に、団体名、参加者氏名（1団体2名以内）、担当者連絡先を記入し、提出をして下さい。

(4) 質問について

応募説明会出席団体からの電子メールによる質問のみ受け付けます。電話、来訪などの個別の質問には対応しません。件名は「田浦梅の里等指定管理者募集に関する質問」として下さい。（電子メールが使用できない場合はご連絡ください）

ア 受付期間

令和3年7月23日（金）から令和3年7月27日（火）までとします。

送信先： kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp

※ 正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ 記載事項

質問内容、団体名、電話番号、担当者氏名を記述してください。

ウ 留意事項

募集要項及び仕様書（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見については回答しません。

エ 回答について

質問の内容及び回答は、ホームページ上で公表し、個別の回答は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

回答掲載日時：令和3年8月5日（木）午前10時頃から順次掲載予定

URL <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(5) 申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア 提出期間

令和3年8月27日（金）から令和3年8月31日（火）まで

※ 受付時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時です。

イ 提出場所

横須賀市環境政策部公園管理課（2号館6階）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地（京急横須賀中央駅下車6分）

電話 046-822-9561

ウ 提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受け付けします。（郵送、ファクス、電子メール等による提出はできません。）

提出する際は、2日前までに提出日時を公園管理課に電子メールで連絡してください。なお、提出後の文書差し替え等を行いませんのでご了承ください。

送信先： 電子メール kouen-shiteikanri@city.yokosuka.kanagawa.jp
(横須賀市公園管理課指定管理係 宛)

(6) 選考審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

- ア 神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合
- イ 指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合
- ウ 本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し、接触を求め又は接触した場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 本要項に違反又は逸脱した場合
- カ 提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合
- キ その他の不正行為があった場合

5 提出書類等

(1) 申請に必要な書類

申請しようとする団体は、以下の書類を正1部、副8部（複写可）の計9部を提出してください。イ（団体概要書（様式2））、キ（団体の経営状況を説明する書類）及びク（団体活動等を記録した書類）は更に5部提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。また、イ（様式2）・ウ（様式3）・ケ（様式5）・シ（様式6）・ス（様式7）・セ（様式8）・ソ（様式9）・タ（任意様式）については電子データ（CD-R等に格納）も提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

（様式1-2 代表団体用）（様式1-3 代表団体以外用）

※ 共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となります。

イ 団体概要書（様式2）

ウ 役員等氏名一覧（様式3）

※ 登記簿に記載されている役員全てを記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するために神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

エ 団体であることを証する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

(イ) 法人の場合は登記簿謄本、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合は同条第12項の証明書、その他の団体の場合は構成員名簿又はこれらに相当する書類

オ 団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

(ア) 申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し（法人事業者に限る）

(イ) 申請の前事業年度の消費税納税証明書

※ 横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 (通常は本社を登記している場所)	横須賀市	県内他市 (横浜市など)	県 外 (東京都〇〇区)
申請の前事業年度の 法人市民税領収書のコピー	× (本市が調査)	○	○
申請の前事業年度の消費税納税 証明書	○	○	○

注) 表中、○印を付した書類は申請団体から提出を求め、×印は書類の提出を求めないことを示します。

※ 事業所を複数所有している事業者については、申請先（本社等）を基準として書類を提出してください。（事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。）

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

カ 共同事業体協定書兼委任状（様式4）

共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ 団体の経営状況を説明する書類

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類について直近3か年分（直近3事業年度）を提出してください。

- ① 法人税の確定申告書の控えの写し
- ② 確定申告書別表の写し（税務署受付印のあるもの、確定申告の際に確定申告書に添付したすべての書類）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 法人事業概況説明書
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）又は正味財産増減計算書
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 附属明細書
- ⑨ 財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑩ 登記簿謄本（複写可）

(イ) 上記(ア)以外の団体（申請時に設立から1年を経過していない団体を除く）

以下の書類について直近3か年分（直近3事業年度）を提出してください。

- ① 勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支

計算書又はこれらに相当する書類

- ④ 附属明細書
- ⑤ 財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑥ 登記簿謄本（複写可）
- (ウ) 申請時において、設立から1年を経過していない団体
- ① 設立時における貸借対照表又は財産目録
- ② 収支予算書
- ③ 附属明細書
- ④ 登記簿謄本（複写可）

ク 団体活動等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）

ケ 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式5）

※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

コ 労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）

※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

サ 障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）

※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。

※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

シ 事業計画書（様式6）

ス 実施予定表（様式7）

セ 人員配置計画書（様式8）

ソ 収支予算書（様式9 令和4年度～令和8年度）

タ 収支積算内訳書（任意様式 令和4年度～令和8年度）

チ 指定申請にかかる誓約書（様式10）

(2) 申請にあたっての留意事項

ア 申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

イ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

ウ 申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。

エ 申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせていただきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注意ください。（特に、「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）

オ 提出された申請書類（CD-R等の記録媒体を含む）は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ 申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に基づく開示請求

対象の公文書となります（詳細は、8ページ 6-(2)「申請団体名等の公表」を参照）。

6 候補者の選考

(1) 選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準に満たない場合、申請団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

- 最低基準**
- ・基礎項目評価の合計点が65点以上
 - ・提案評価の「(1)法令遵守」「(2)施設管理」「(3)利用者への配慮」「(4)リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が5点以上
 - ・総得点が満点の60%以上

選考は「田浦梅の里等指定管理者選考委員会」において次の方法により行います。

ア 資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ 本審査

(ア) 方法

書類、プレゼンテーション（10月中旬を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が65点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※ プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡します。

(イ) 選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

(2) 申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア 公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体^{*}も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など）、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点）、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①～⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会したうえで、非公開情報を除き公開します。

イ 公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の1日前以後（土・日曜日及び祝日を除く）に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公表します。基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

7 選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

1 基礎項目評価

項目	評価基準		
	得点		
(1) 財務状況	優	可	劣
	50	25	0
(2) 管理実績	同種 指定管理	同種施設or 他指定管理	実績なし
	30	15	0
(3) 労働基準	不備なし		不備あり
	20		0
(4) 障害者雇用	達成		未達成
	20		0
(5) 所在区分	市内	準市内	それ以外
	30	15	0
計：最高150点（65点未満不合格）			

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

2 提案評価

項目	評価基準		
	得点		
	A	B	C
(1) 法令遵守	10	5	0

関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。			
(2) 施設管理			
仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。	10	5	0
(3) 利用者への配慮			
利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われるなど、利用者の公平性が確保されるとともに、利用者からの声を反映する仕組みが確保されるか。	10	5	0
(4) リスクへの対応			
事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。	10	5	0
(5) 障害者及び男女共同参画への配慮			
障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、及び女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取り組みなど男女共同参画への配慮が見込まれるか。	10	5	0
(6) 地域貢献			
地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。	10	5	0
(7) 人員体制			
必要人員の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の設定は適切か。	10	5	0
(8) 要望等への対応			
いずれの施設も自然をテーマとしたものであることから、近隣住民などから雨水流出、がけ崩れ、越境樹木や除草等に関する処理要望が頻繁にあるが、それらのご意見・要望等に誠実かつ迅速丁寧に対応し問題解決を図ることができるか。	20	10	0
(9) 災害対応			
発生した倒木、落石、土砂崩れ、護岸の損壊などの事故や災害に対し、迅速に把握し、市が対応するまでの初期対応、応急処置、避難誘導などの適切な対応を主体的に講じられるか。	20	10	0

(10) 施設の維持管理			
公園等の遊具施設や休憩施設などの安全性に十分な配慮を行えるか。また、それらの長寿命化を視野にいれた維持修繕に精通し、実行できるか。	20	10	0
(11) 植栽管理			
樹木等を維持管理するだけでなく、サクラやウメ、マツの樹勢回復やしょうぶ田、里山的環境、芝生の適正管理など、将来にわたり良好な自然環境を保全していく技術や知識があり、特に樹勢回復に関する計画の提案がなされているか。また、風致の維持や生物多様性に配慮した管理を実施していくための提案がなされているか。	30	15	0
(12) 施設の目的に応じた事業			
施設の設置目的及び特徴に合った、魅力的な事業（継承の森イベント、花づくりのための市民ボランティア、里山的環境の保全・活用、ハイキングコース、10,000メートルプロムナード事業やルートミュージアム等の事業との連携や東京湾沿いの公園緑地ネットワークの形成及び発展など）が企画・提案されているか。	30	15	0
(13) 指定管理料			
指定管理料の削減が見込まれるか。また、経費の削減分を活用した市民サービスなどの有効活用が見込まれるか。	20	10	0
計：最高1050点（210点×5人）			

合計：最高1,200点

8 指定管理者が行う業務

(1) 田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家の施設及び設備の運営に関すること。

ア しょうぶ園駐車場については、機械の保守管理について駐車場管理委託業者と長期契約をしているため、引き続き契約すること。（委託料 2,475,000円/年度）ただし、事業者において上記管理委託業者と協議の上、既存の機械の設置及び撤去費用を負担し、新たに別の業者と契約をする場合はこの限りではない。

(2) 田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家の施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。

- (3) 田浦梅の里ほか7箇所で行う都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可に関する事。
- (4) 横須賀市立浦郷みなど緑地ほか2箇所で行う港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第12条ただし書の規定による許可に関する事。
- (5) 田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなど緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (6) 田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなど緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家で行う新施設等の式典補助に関する事。
- (7) 田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなど緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家の紹介に関する事。
- (8) 田浦梅の里ほか7箇所の活用（都市公園法第5条の2に規定する「公募設置公園施設」との連携を含む）に関する事。
- (9) その他市長が定める業務
 - ※ 業務の詳細については、各施設の「管理運営業務の内容及び基準」及び「管理運営基準書」を参照してください。

9 上記8の業務に付随して行う業務

- (1) 入園料、公園使用料、公園内行為許可に伴う使用料の収納に関する事。
- (2) 港湾緑地条例第12条ただし書の規定による許可に伴う使用料の収納に関する事。
- (3) しょうぶ園駐車場使用料の収納に関する事。
- (4) 都市公園法に基づく公園施設管理許可による施設（以下「管理許可施設」）の管理運営に関する事。（しょうぶ園）
 - ア 下表の管理許可施設は、指定管理者決定後、都市公園法第5条第1項及び都市公園条例第13条(2)により、公園施設管理許可による管理をお願いします。管理許可施設の詳細は、資料3「施設概要」を参照してください。
 - イ 公園施設管理許可は、指定期間中、毎年度、更新申請が必要です。
 - ウ 公園施設管理許可による本市へ納める公園使用料は、都市公園条例第20条に基づく額とします。支払方法は、毎年度当初の一括払いを原則としていますが、本市及び指定管理者による協議のうえ、別途、年度協定で定めるものとします。
 - エ 管理許可施設の管理運営にかかる経費には、指定管理料は充当できません（独立採算です）。ただし、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です（ただし、剰余金を指定管理施設の管理運営にかかる経費に充てることは可能です）。
 - オ 管理許可施設の管理運営に係る収支を、施設ごとに毎月記録し市へ報告してください。

公園名	施設名
しょうぶ園	レストラン

- (5) 自動販売機の設置に関する事。（※浦郷みなど緑地、西浦賀みなど緑地及び久里浜みなど緑地を除く。）

利用者の利便性を図るため、指定管理者の責任において自動販売機を設置し、飲料等の提供を行ってください。設置の条件等は、資料1 管理運営業務の内容及び基準一式（仕様書）に記載のとおりとします。

10 管理の基準

(1) 施設の供用日及び供用時間（*しょうぶ園・光の丘水辺公園以外の公園及び港湾緑地と旗山崎公園の一部は、終日入場自由）

公園名	供用期間及び時間のある施設	
田浦梅の里	青少年自然の家	利用日 4月1日～7月15日 月曜日を除く日 7月16日～8月31日 毎日 9月1日～3月15日 土・日曜日及び祝日 （月曜日及び12月29日から1月3日を除く） 3月16日～3月31日 月曜日を除く日
衣笠山公園	駐車場	年間 8:30～17:00 （サクラ祭り開催時は利用不可）
しょうぶ園	しょうぶ園	1月～4月 9:00～17:00 5月～8月 9:00～19:00 9月～12月 9:00～17:00 ただし、次に掲げる日を除く。 (1)月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。 (2)休日の翌日(その日が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、火曜日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。
	ホール 談話室 和室	1月～4月 9:00～17:00 5月～8月 9:00～19:00 9月～12月 9:00～17:00 ただし、次に掲げる日を除く。 (1)月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。 (2)休日の翌日(その日が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、火曜日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。
	駐車場	通年 5:00～21:00

光の丘水辺公園	公園全体	開園時間 5月～8月 8:30～19:00 9月 8:30～18:00 10月～4月 8:30～17:00
太田和つつじの丘	駐車場	年間 8:30～17:00
走水水源地公園	駐車場	年間 5:00～21:00
	芝生広場	年間 8:00～17:00
旗山崎公園	走水低砲台跡	夏季(3月～10月) 9:00～17:00 冬季(11月～2月) 9:00～16:00 土日祝日のみ一般開放。平日は上記時間にガイド同行時のみ見学可能。 12月29日～1月3日は休止。

都市公園条例、港湾緑地条例及び青少年の家条例（昭和43年4月1日条例13号）に従わなければなりません。

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。休業日：12月29日から1月3日まで。

※ 供用日及び時間の延長等を実施する場合は、市の承諾を得なくてはなりません。

(2) 施設使用の制限に関する事項

使用の制限に関する事項については、その都度、市と協議を行うものとします。

(3) 施設使用の許可

都市公園条例及び都市公園条例施行規則並びに横須賀市青少年の家条例及び横須賀市青少年の家条例施行規則に従い、指定管理者が有料公園施設の使用を許可するものとします。

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

(5) 遵守すべき法令等

ア 都市公園法、都市公園法施行令・都市公園法施行規則

イ 港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則

ウ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

エ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

オ 都市公園条例、都市公園条例施行規則

カ 青少年の家条例、青少年の家条例施行規則

キ 港湾緑地条例、港湾緑地条例施行規則

ク その他、業務に係る法令等

(6) 個人情報の保護

指定管理者は、横須賀市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、指定管理業務における個人に関する情報の取扱いの基本的事項について、個人情報保護規程を定めていただきます。

なお、個人情報の取扱いにあたっては、情報の適切な管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

(7) 情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

(8) 行政手続

指定管理者は、田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市浦郷みなと緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、横須賀市行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

(9) 文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

(10) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

(11) 災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成いただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。

(12) その他の管理の基準

新たに指定管理者が施設（ベンチや遊具など）を設置する場合、市と事前協議のうえ、市が定める申請書を提出し、許可を受けなくてはなりません。

11 指定期間

田浦青少年自然の家を除く施設：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

田浦青少年自然の家：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

12 施設の使用料等

(1) 施設の使用料等

施設の使用料等は市の収入とし、指定管理者が走水水源地公園を除く田浦梅の里ほか6箇所、横須賀市浦郷みなと緑地ほか2箇所および横須賀市立田浦青少年自然の家の管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料によって賄うものとします（指定管理料については、下記13「指

定管理料」を参照)。

(2) 利用料金

走水水源地公園駐車場では利用料金制を採用しており、施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

(ア) 利用料金の額

利用料金の額は都市公園条例及び都市公園条例施行規則に定める額とします(利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含みます)。

(イ) 利用料金の引き継ぎ等

令和4年4月1日以降の施設利用にかかる料金を令和4年3月31日までの指定管理者(以下、「前指定管理者」という。)が収受している場合は、令和4年4月1日以降の指定管理者(以下、「現指定管理者」という。)は当該料金を前指定管理者から引き継ぐこととし、当該施設利用に関し、令和4年4月1日以降に都市公園条例の規定により利用料金を還付する場合は、現指定管理者が還付することとします。

(ウ) 事業所税等

施設管理経費の一部を利用料金収入で賄うため、指定管理者は事業所税(横須賀市税)の納税義務を負う場合があります。

また、指定管理者は、消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税等の納税義務を負う場合があります。

13 指定管理料

田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所および横須賀市立田浦青少年自然の家の管理に要する経費は、上記利用料金の収入及び本市が支払う指定管理料によって賄うものとします。指定期間中の指定管理料の額については、次の上限額の範囲内で提案してください。(自主事業※を計画する場合は、自主事業によって生じた剰余金を管理経費に充てることは可能です。その場合は、利用料金収入と当該剰余金の想定額を考慮して指定管理料をご提案ください。ただし、自主事業にかかる経費は施設管理経費に算入することは出来ません。)

なお、この上限額には自動販売機設置業務※2に係る収支は含まれておりませんので、提案額算出の際には、管理経費総額から「自動販売機設置業務収入からの充当分」を差し引いてください。

また、管理許可施設※3の管理運営にかかる経費には、走水水源地公園駐車場利用料金収入及び指定管理料は充当できないため(独立採算です)、上限額には管理許可施設の管理運営にかかる経費は含まれていません。ただし、管理許可施設からの収入も指定管理者のものとなりますので、指定管理施設の管理運営にかかる経費への充当は不要です(ただし、剰余金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能です)。

提案上限額 1,171,321千円

(年度別上限額 令和4年度 243,859千円、令和5年度 231,375千円、
令和6年度 232,356千円、令和7年度 231,375千円、
令和8年度 232,356千円)

指定管理料は、本市市議会の議決を得て債務負担行為を設定し、指定期間中の指定管理料総額を確保します。

なお、指定管理料は原則として精算しません。

指定管理料の支払方法は、別途年度協定で定めるものとします。

※¹ 「自主事業」については、下記 22 (1)「自主事業」を参照してください。

※² 「自動販売機設置業務」については、上記 9 (5)「自動販売機の設置に関すること」を参照してください。

※³ 「管理許可施設」については、資料 3「施設概要」を参照してください。

14 物品の帰属等

市が指定管理者に無償で貸与する物品は資料 6 のとおりです。

指定管理者は、市が貸与する物品について、別途定める帳簿を備え、本市物品会計規則及び関係法令に基づいて管理を行うものとします。

なお、指定管理施設において使用する物品の50万円以下の交換（購入）及び修繕は、指定管理者が行うこととし（指定管理料の充当可）、交換又は修繕した後の所有権は市に帰属することとします。

管理許可施設において使用する物品は、(本市が貸与する物品を除き)指定管理者の費用により用意することとし（指定管理料の充当不可）、指定管理者の費用により用意した物品と本市が貸与する物品の交換（購入）及び修繕についても、指定管理者が行うこととします（指定管理料の充当不可）。なお、本市が貸与する物品を修繕した場合には、物品の所有権は引き続き市に帰属することとし、本市が貸与する物品を交換（購入）した場合には、物品の所有権は指定管理者に帰属することとします。また、本市が貸与する物品を交換（購入）又は廃棄する場合には、交換（購入）又は廃棄にかかる費用は全て指定管理者の責任と費用により行い（指定管理料の充当不可）、あらかじめ市の承認を得ることとします。

※交換とは、当該物品自体を入れ替えることをさし、部品の交換等は修繕に該当します。

15 施設修繕に係る経費

管理施設等の修繕については、1 件につき50万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下のものは指定管理者が行うものとします。

16 横須賀市と指定管理者の責任分担

項目	内容	市	指定管理者 (応募団体)	備考
応募	応募（申請）に関して必要となる費用		○	
協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	市が協定内容を不履行	○		
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	

経費の増大・増加	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	市側の要因による運営費用の増大	○		
	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注1
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（本項目の上記内容を除く）	○		
作成書類の誤り	市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者・住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	
施設・設備・備品等の損傷	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が50万円以下のもの（指定管理料の充当可）		○	
	経年劣化及び第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない施設・設備・備品等の損傷のうち修繕費及び調査費等が50万円を超えるもの	○		
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○	
	管理許可施設の備品の損傷（指定管理料の充当不可）		○	
	相手方は特定できるが相手方に支払能力がない場合	△	△	双方協議
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	○		
	備品・消耗品の購入	施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が5万円以下のもの		○
施設の管理上必要な備品の更新及び購入のうち、その費用が5万円を超えるもの		○		
消耗品の購入			○	
都市公園条例に基づく使用許可	占用・設置・行為・広告の許可	○		
	上記許可の現地監督業務		○	
	公園使用料減免の許可	○		

	有料施設使用許可		○	
	公園施設設置管理許可（指定管理者以外が許可を受けるもの又は都市公園法第5条の2に規定する公募対象公園施設）	○		注2
保険の加入	業務運営上必要な保険への加入		○	
施設の改修工事	業務運営上必要となる改修工事	○		
事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	上記以外の場合	△	△	双方協議
業務終了時の経費	指定期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議
新型インフルエンザ等の感染症による影響	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	△	△	双方協議

注1 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

注2 公募対象公園施設を設ける場合、都市公園法第5条の2に規定する公募設置等指針を定める際に、同法同条第2項各号について双方協議。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとします。

17 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体を除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

(2) 指定が取消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

18 指定及び協定の締結

(1) 指定手続き

選考された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定にあたっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は令和3年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経たうえで指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

19 業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。
- (5) 指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。
- (6) 募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。
- (7) 市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

20 事業報告書等の提出について

- (1) 指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月15日までに報告してください。
- (2) 指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況

を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月15日までに報告してください。また、年に1度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。

- (3) 指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を5月25日までに報告してください。
- (4) 上記の事業報告書等について、市が決算報告等で公表する必要があると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください

21 事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供しなければなりません。

22 スケジュール

令和3年7月9日（金）	募集要項配布
7月15日（木）	応募者説明会
7月16日（金）	現地見学会
7月23日（金）～7月27日（火）	質問受付
8月5日（木）～	質問に対する回答（順次）
8月27日（金）～8月31日（火）	募集（申請受付）期間
10月中旬（予定）	ヒアリング及びプレゼンテーション
11月中旬（予定）	選考評価
11月（予定）	選考結果の通知
12月（予定）	指定管理者指定議案の提出
12月（予定）	指定管理者の指定、告示
令和4年1月～3月（予定）	基本協定の締結、引継ぎ等
4月1日（金）	年度協定締結、施設の管理開始

23 その他

(1) 自主事業

指定管理者は、田浦梅の里ほか7箇所、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所及び横須賀市立田浦青少年自然の家の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

ただし、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。

また、当該自主事業の提案時には、様式6「事業計画書」に記載し、自主事業の管理経費についても任意の様式または様式6「事業計画書」に記載すること。

(2) 実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、その内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが法的義務（民間事業者は努力義務）となっていますので、以下のとおり対応してください。

ア. 仕様書等に規定する指定管理業務については、合理的配慮の提供は法的義務となります。

経費は、市の負担となります。

イ. 自主事業については、合理的配慮の提供は努力義務となります。

経費は、指定管理者の負担となります。

(4) 観光立市推進アクションプランについて

本市では、観光で地域経済を活性化させるため、平成 29 年度から観光立市推進アクションプランに基づいた取り組みを進めております。指定管理業務の実施にあたっては、このプランの趣旨を踏まえた対応に努めてください。（例：施設内での観光パンフレットの配架、観光ポスターの掲示、公衆無線 LAN の整備等）

(5) ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

(6) 市内優先調達

本市では、平成 26 年度から市内経済の活性化を図るため、市にゆかりのある企業の製品を優先調達したり、地元事業者に優先的に事業を発注したりする取り組みを行っております。本件業務の実施にあたっては、この取り組みの趣旨を踏まえた対応に努めてください。

《添付様式》

指定管理者指定申請書（様式1-1、田浦梅の里ほか7箇所用）

（様式1-1-2 代表団体用）（様式1-1-3 構成グループ（団体）用）

指定管理者指定申請書（様式1-2、横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所用）

（様式1-2-2 代表団体用）（様式1-2-3 構成グループ（団体）用）

指定管理者指定申請書（様式1-3、横須賀市立田浦青少年自然の家用）

（様式1-3-2 代表団体用）（様式1-3-3 構成グループ（団体）用）

団体概要書（様式2）

役員等氏名一覧（様式3）

共同事業体協定書兼委任状（様式4）

管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式5）

事業計画書（様式6）

実施予定表（様式7）

人員配置計画書（様式8）

収支予算書（様式9）

指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式10）

問合せ先

横須賀市環境政策部公園管理課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9561

FAX 046-821-1523